

別表（補助対象経費）

人件費	団体構成員(※1)又は事業を実施するために雇用した者の人件費
報償費	講師、専門家等に対する謝礼（団体構成員の場合を除く。）
旅費	電車賃、バス代等
消耗品	物品の購入費（1品につき2万円未満の場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
通信費	電話料金、インターネット接続料、郵便料金等
保険料	火災、地震等の家屋に対する保険を除いた保険料
研修費	宿泊を伴わない講習会、研究会、大会等の参加費
食糧費	講師、専門家等の食事代（団体構成員の場合を除く。）
使用料	施設の使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。） 又は物品のレンタル料
賃借料	団体の事務所又は事業実施のために借り入れた事務所の借家料又は借地料
その他これらに類する経費	その他必要な経費で社会通念上適切であると認められる経費

備考 この表にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 1 商品券、記念品等の経費
- 2 土地の取得、造成又は補償に要する経費
- 3 団体の支払いが領収書等により確認することのできない経費
- 4 その他社会通念上疑義が生ずると認められる経費

※1…団体構成員の人件費は、業務内容等に基づき市長が認める常勤の職員数を限度とする。